

平成24年度 特定給食施設栄養管理報告書 とりまとめ結果【概要】

I はじめに

平成15年に施行された健康増進法では、給食施設の栄養管理を適切に行い、給食を通じて利用者の健康増進を推進する観点から、特定給食施設の設置者に栄養管理基準の厳守義務が規定されている。

県では、特定給食施設に対し、適切な栄養管理の実施について支援するため、健康増進法第24条第1項の規定に基づき、栄養管理報告書の提出を求めている。

今回、栄養管理報告書を取りまとめ、特定給食施設の栄養管理状況について把握した結果について報告する。

II 調査時期 平成25年2月

III 対象 県内の特定給食施設*（中核市である富山市に所在する施設を除く）

*「特定給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設（健康増進法第21条第3項、第24条第1項）

IV 調査内容

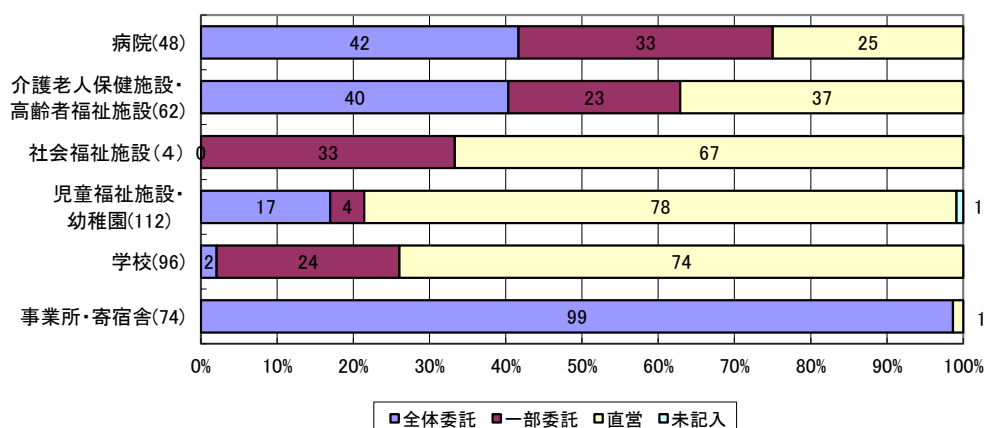
- ・施設の現状（運営状況、管理栄養士・栄養士の配置等）
- ・栄養状況報告（食種、対象者の状況、栄養管理状況、栄養情報の提供状況、危機管理体制等）

V 特定給食施設数

	新川	中部	高岡	砺波	小計
病院	12	3	19	14	48
介護老人保健施設・高齢者福祉施設	10	8	29	15	62
社会福祉施設	1	1	1	1	4
児童福祉施設・幼稚園	20	10	60	22	112
学校	17	11	50	18	96
事業所・寄宿舍	12	6	37	19	74
小計	72	39	196	89	396

VI 施設状況(全体)

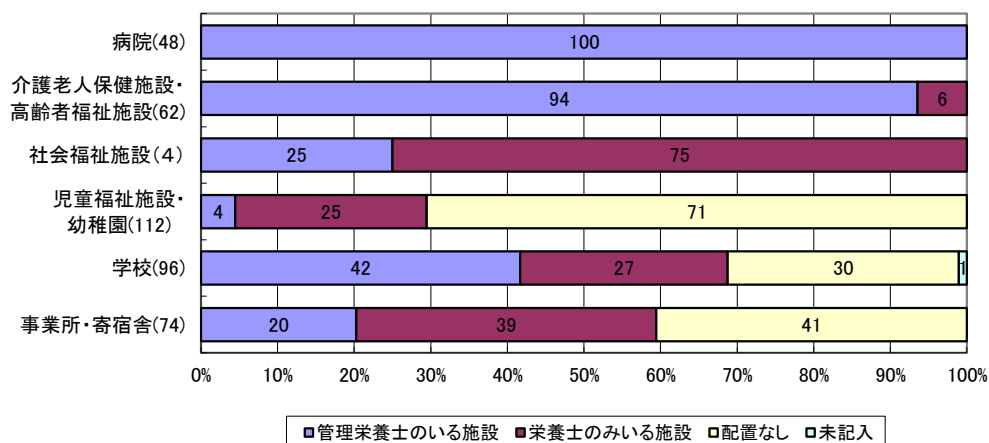
1 運営状況



施設の運営状況について、施設種別により給食業務の委託状況に違いがみられた。病院及び介護老人保健施設・高齢者福祉施設の全体委託状況は、同様の傾向であり、事業所においては、99%とほとんどが全体委託を行っていた。

2 施設に所属する管理栄養士・栄養士の配置

※委託受託の区別なし



管理栄養士・栄養士の配置について、施設種別により配置率に差が見られた。病院、介護老人保健施設・高齢者福祉施設、社会福祉施設では配置率が高い一方で、児童福祉施設では配置率が低い状況にあった。